

第1回神岡地域協議会 会議録

日 時 平成22年5月11日(火) 午前10時～
場 所 神岡総合支所3階大会議室

- ・出席委員(11名) 小田原博、今裕子、齊藤兼光、齊藤博伸、鈴木和栄、竹原健子、藤井民之佑、武藤良仁、高橋奈穂子、齊藤由紀、工藤昌子
- ・欠席委員(5名) 石山美恵子、佐藤康晴、進藤純雄、渡部聖登、佐藤美紀子
- ・市職員(11名) 副市長 山王丸 愛子、企画部総合政策課長 小松 英昭、総合政策課副主幹 福原敬、秘書課副主幹 齊藤 博美
神岡総合支所支所長 竹原 茂雄、地域振興課長 小林 博久、市民課長 鈴木 直樹、農林振興課長 石山 晃、建設課長 熊谷 庄治、教育委員会神岡分室長 今 辰雄、地域振興課副主幹 今野 綾子

1. 開 会 地域振興課 小林課長

2. 会長あいさつ 神岡地域協議会 会長 鈴木和栄

皆様おはようございます。平成22年度第1回目の地域協議会に皆様から参加いただきました。今回は4つほど議題があります。地域公共交通の提言について、そしてその意見交換について、そして地域予算について、その他となっています。

今日は山王丸副市長にお出でいただきまして感謝申し上げます。

今日のテーマにもあります交通問題は、3日前の新聞にも出ておりましたが、地方の話かと思ったら都市部でも大きな問題となっているようでございまして、全国でも660万人の買い物弱者がいるということですので。大手のスーパーが進出してくることによって昔からの地元の商店がどんどん止めていき、そのスーパーも経営状態が悪くなると撤退するというようなことで、車を持たない交通弱者が買い物弱者になっていく状況にあるようです。対策も色々考えられているようですが、公民館に置いたコンピューター端末から賞品を注文するといったシステムを試験的に行っているところもあるようですが、公民館に買い物の施設を置くことは社会教育法に違反するといったこともあるようですが、柔軟に運用していかなければならないのではないかという風なことを書いておりました。私たちも全国的な課題に取り組んでいるんだと自負を持って参りたいと思います。

今回が22年度最初の地域協議会であります。どうか今年度も皆様よろしくお願いたします。

○支所長から職員紹介

新年度に入り職員の異動がありましたので、紹介いたします。その前に本日の会議には山王丸副市長に出席いただいておりますのでご紹介いたします。次に本庁の企画部総合政策課の小松課長、福原副主幹、秘書課の齊藤副主幹です。

次に神岡総合支所でございます。地域振興課長 小林 博久、市民課長 鈴木 直樹、農林振興 課長 石山 晃、建設課 長 熊谷 庄治、教育委員会神岡分室長 今 辰雄、地域

振興課副主幹 今野 綾子

最後に私が神岡総合支所長 竹原 茂雄です。

3. 副市長あいさつ 山王丸副市長

おはようございます。地域協議会の開催に当たり一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様にはお忙しの中ご出席いただきましてありがとうございます。

大仙市は合併後もきめ細やかな自治を行うということで、地域協議会を設置し5年が経過したところですが、住民のも皆様の様々な課題、要望を住民の代表である委員の皆様からお聞きし、市長が常々言っているように市民の目線に立って、地域の運営をするために様々な施策の提案をしていただいているところでございます。地域協議会は地域自治区制度の中では一番重要な機関であると認識しております。

また大仙市の地域自治区の特徴として地域枠予算があります。人口割りもありますが、基本的には500万円の地域で自由に住民の裁量で使えるお金があるということが非常に大きな特色であると思っています。それぞれの地域協議会がこの予算をうまく使って、住民の方一人一人の町づくりというものに対する参画意識が高まればいいと思っています。それによって市政運営の柱というものに市民と行政による町づくりというものが着々と進められると思います。言うまでもなく行政を運営するにあたって主役となっているのは市民の皆様であります。ぜひ市民の皆様の立ち位置からの具体的なご提言をいただきまして、市民の皆様が活躍すべきところは、市民の皆様が担って下さる、また行政がやるべきところは、行政が十分責任を果たせるよう努力をするというお互いの立場を認め合いながら協同し合っていく、それが市長が常々言っております、「行政との協同による町づくり」であろうかなと思っています。行政としては、市民の皆様が活躍できる場所をどのように整えたいのか、市民にとって本当に必要なことは何だろうかを常に考えながら施策に反映していきたいと思ひまして、この地域協議会というのは、大仙市の運営の重要な機関でありますので、皆様から率直なご意見をいただき、それに基づいて市民と一緒に町づくりに汗を流して行きたいと思っていますので、今年一年ご協力方どうぞよろしくお願いいたします。

今の大仙市としては、地域医療の中核をなす仙北組合総合病院の改築が最重要課題であります。皆様も新聞等でご存じのことかと思いますが、旧ジョイフルシティ周辺に医療、福祉、交通を集約した複合施設として建設したいということで、具体的な建設計画を立てることに市長先頭に頑張っているところであります。

この地域に目を向けますと、神宮寺バイパスは平成14年から着工しているということで、9年も経っているわけですが、今年11月には、高花集落付近で国道タッチするまでの約7、2キロ区間が完成の運びということであります。残る工事というのが刈和野バイパスつながる原道の4車線化ということですが、全線開通まで間もなくということで、大きな区切りを迎えるということでもあります。工事の施工にあたりましては地域住民の皆様には、ご不便ご迷惑をおかけしたことと思いますが、メインとなる区間が今年完成するというところでありますので、渋滞の緩

和、神岡地域の交通事故防止に大きな働きができるのではないかと思います。

先ほども申しましたが、今年度の地域協議会の予算でありますけれども皆さんの全体の研修ですとか、視察研修の経費を含めまして、だいたい500万の予算を措置しております、この他に500万円をプラスしております。この500万はそれぞれの地域の住民の方の人口割りで配分させていただきましたので、神岡地域は54万2千円を皆様のご検討で使っていただけたと思います。

少子高齢化や人口減少の中で、転機を迎えつつあります、地域公共交通の今後のあり方について皆様から積極的なご議論をいただいたと伺っております、提言の検討をひとつのテーマでやるというのは大変であったのではないかと思います。、テーマが全国的な問題としてとらえられているものでもありますので、この地域の問題としてとらえるにしても難しい中身であったと思いますので、委員の皆様にはご労苦をおかけしたことをこの場をおかりして、感謝を申し上げたいと思います。課題はいろいろ出てくるかと思いますが、協議会の皆様と十分議論を重ねさせていただきながら、市民一人一人が、元気で明るく地域に愛着や誇りをもって暮らせる町づくりを進めていきたいと思っているところがあります。年の初めに長話をしてしまいましたが、今年一年よろしく願います。

4. 議 題

(1) 会議録署名委員の指名

鈴木会長： それでは会議を始めます。本日、石山委員、佐藤康晴委員、進藤委員、渡部委員、佐藤美紀子委員から欠席の届け出がござっております。委員の二分の一以上が出席されておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

次に会議録署名委員を指名いたします。会議録指名委員は、小田原委員と今委員にお願いいたします。

(2) 地域公共交通の提言について

続きまして議題(2)に移ります。地域公共交通の提言について事務局よりお願いいたします。

小林課長： 現在、神岡地域で実施している地域公共交通に関しまして、21年度中に皆様から検討していただきました神岡地域協議会としての提言を会長よりご説明をいただき、その後、山王丸副市長に提言書をお渡ししたいと思っております。会長よろしく願います。

鈴木会長： 21年度の最後の方に、協議会のメンバー全員と関係者が、実際の路線を全部回ってまいりました。また登録者から寄せられたアンケートをもとにして地域協議会としていろいろ検討し、今回、市への提言という形でまとめておりますので、読み上げます。

※ 資料「神岡地域公共交通に関する市への提言」読み上げ

この内容は100%100点満点という訳ではありませんけれども、将来をふまえた上での

大胆な提言もなされておりますので、よろしく申し上げます。

確かに副市長にお届けいたしました。続きまして副市長からコメントをいただきたいと思いません。

山王丸副市長： 非常に具体的で広範にわたる中身でありますので、持ち帰って担当と相談いたします。実際に利用されている方の要望ですので、やれる部分やれない部分をきっちりと見極めた上で、やれる部分は一生懸命早めにやるように努力させていただきたいと思えます。出来ない部分については、課題という形で皆様と協議させていただければと思えます。

鈴木会長： どうもありがとうございました。

引き続き、今回の提言についてみなさんからいろいろご苦勞いただいた訳ですが、できれば一人ずつ補足、ご意見をお願いします。小田原委員から順序にお願いいたします。

小田原委員： 前回欠席しまして詳しい状況を把握できておりませんが、まだ周知徹底が充分なされていないのではないかと思います。もっと乗合タクシーを周知していければ、もっと利用者が増えるのではないかと考えております。以上です。

今委員： 先ほど路線の延長という課題であげられていましたが、やはり大曲地区の病院に通院されている方が多いと思えますので、それは強く要望したいと思えます。それによって利用者も増えてくると思えますし、何人かの乗合いも出来るようになるのではなり、料金の利用者の負担も少なくなるでしょうし、市の方で出される負担も軽減されるのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

齊藤兼光委員： 今、会長さんのほうから出された内容で結構なのですが、この提言の4番目が、自分がこれから話そうとしている内容とだぶるのではないかと恐縮なのですが、自分の身の周りを少話してみようかと思えます。意見でも質問でもありませんので。副市長さんの先ほどの話の中にもあった通りに、神宮寺バイパスが4月にナガイ白衣から大曲方面が開通されているということで、我が家も平和中学校の通りの前ですけれど、お陰様で一番ありがたいのが、道を挟んで道路横断するゴミ出しです。前であれば、夜中の九時、十時頃でなければゴミ出しが高齢者にとっては、大変な仕事でありましたけれども、まずそれがほとんど解消になっていつでも横断できるという状況、それから中学生の通学も少し安心になったなど感じております。ただ反面やはりこの提言にも書かれておりますけれどもバス路線が廃止になっておりまして、数年前までは中学校の前の通り、北檜岡の通りは10路線ぐらいあったんですが、今現在、朝晩を中心にして5本ぐらいしかないんです。2～3年後には杉山田線、大沢郷線ですか、これも廃止になれば、13号線は路線バス通らないような状況になるわけでありまして。またここ1～2年ガソリンスタンドが2軒廃業しております。スーパーもあるんですけど、まずバスが通らなければこれもやや心配があります。道路事情はよくなったとしてもやはり住んでいる我々住民にとっては自分をひっくるめて近く70歳になるのですけれども、買い物も容易でない状況になってくると。一番下にも記載されているのですが、交通弱者という言葉の反面、もう一つ足してもらえれば買い物弱者という言葉が最近出ております。この提言等の課題は公共交通となっておりますけれども、そうした生活面と一体化したような対策がこれから必要でないかなと思えます。そういうところを、よろしくお願い致します。

齊藤委員： 先ほどの今委員と同じような意見なのですけれども、大曲市内の病院への通院の需要というものはかなり多いと思うんです。それで中仙地域においては、たしか乗合タクシーは

角館の公立病院まで運行しております。そのへんもふまえて是非この件をご検討いただきたいと思ひます。

竹原委員： 地域公共交通が始まって2年が経ちましたけれども、私の地域の八石地区には、乗合タクシーを走らせていただいとて有難いと思ひます。でも今一つ利用率が上がらず乗合率に至っては、一人一台と非常に芳しくありません。乗合率を高めることが、必須ではありませんけれども、今乗合タクシーは利用している人にとってはなくてはならないものになっております。ですから利用率が悪いとか乗合率が悪いとかで、廃止とか中止とかないよう、くれぐれもよろしくお願ひいたします。

工藤昌子委員： 私は道の駅の裏の方の宇船地区の者なのですが、うちの方で大曲の病院に通院するとなれば、往復タクシーで一万円近くかかるそうなのですが、医療費は老人だとちょっと安いと思ひますが、足代で高額な料金になるので、乗合タクシーはとていいことだと思ひます。実際に見てみると、知らない老人の方が多くて、乗合タクシーがあることはだいたいわかっているようなのですが、どこからどこまで行けるのかというのが、よく知られておらず、やはり老人クラブへの説明会などを開いていただいとて細かく説明されたらいいかなと思ひます。あとは、男性のお年寄りの方が乗合ということではなかなか利用しにくいのかなという感じがしています。そこらへんどういふ風にすればいいのかわかりませんが、考へてみる問題かなと思ひています。

齊藤由紀委員： 私の方からは特に何もございません。この通りに実行していただければそれでいいのかと思ひます。

高橋委員： 私は、この神岡地域協議会の会議に参加するまで、乗合タクシーがあることすらわかりませんでした。以前みなさんと一緒にバスに乗って乗合バスのバス停を回ったことがあるのですが、自分が車で回ると大した距離ではないのですが、実際皆さんとバスで回って見て神岡って結構広いものだなあと思ひました。これがもし足のないご老人とか、日中誰もいないようなお宅で住んでらっしゃるご老人だと何て遠い距離なのだろうなあと思ひました。ガソリン代も上がってきているので、ワンコインで移動できるのは安いのではないかなと思ひました。家族がいても皆さんお仕事をしているので、病院に行く足がないとか、お風呂に行きたいなあと思っても嶽の湯までちょっと行けないというようなことがあると思ひます。で、提言の中で二人の場合400円、3人の場合300円というようなこういふ分かりやすいようなサービスがあると、皆さん利用していただけると思ひます。以上です。

武藤委員： はい、ここに書かれている通りなのですが、ドアツードアの導入をしてぜひしていただきたいなあと思ひます。

藤井委員： 書いている通り、私の出したのが、書かれているようで、いいこと言ったなあと思ひておりますけれども、思い出せばこの基本を考えれば、私一番年寄りで、高期高齢者に入りましたけれどもでも町中では、町村部の外側でない人にはこういふ機会ないので、病院に行くにしてもおそらくハイヤーで行く人は、個人で出しているからそう考えれば町部の人はこれに対しては抵抗感がないと思ひますけれどもおそらく八石とか上高野とかそういふ限界に近い人と言へば怒られそうですけれども、そういふ集落の人達に対する対応はこうしていかなければいけなあと思ひます。考へてみれば私の生まれた終戦後のがやがやした時に満員電車に乗り、バスも満員の時を思い出せば、動く道路ということを書いた作家が書いていたと思ひますけれども、なにか交通自体を見直す時代にきているのではないかなと思ひますけれども、いつも、車、人と

いう対応だけで終わると、このままいつまでも行くのではないかと。ガソリンの時代から今度は電気になる、今度は空気を使うとか時代が必ず来るという発想でいけば、もう少し我々が自由に動けるような、年寄りも動けるような形、たとえば動く道路であれば乗ればぼっと病院にいくとか、そういう夢のようなものをもっていなければ住みにくい世の中でないかなと私思っておりますけれども、そういう意味ではこういうのを基本的にはやっていくと地道に、それを行政で考えてほしいということです。たとえば中仙では角館までであると、どうもこの近場のところだけ、発送が貧弱で、たとえばわれわれ支所に行きますとすぐ大曲という話。竹原さんに悪いけれども、大曲というと本庁と、本庁と言ってもそう偉いものではないと思っておりますけれどもどうも言われそうな感じで是非、副市長さんも来られたので、支所の方も頑張っている姿をよく見て、もう少しこういう提言も素直に受け取って、やれるものは早速やってもらえれば、そういう姿勢でなければ地方は切り捨てられそうな感じがします。徳之島でないけれども私先頭になってがんばりますから、よろしくお願いします。

議長： どうもありがとうございます。皆さんから一人一人ご意見を伺いましたけれども、何か言い忘れたというようなことがありましたら。ありませんか？ただいまの意見について当局の方から何かありましたら。

副市長： 感想だけでいいですか？当面私がしゃべるのは感想だと思って聞いてもらいたいですけれども、本当に、さっき買い物弱者とおっしゃいましたよね。交通弱者もそうだけれども買い物弱者だとか、通院の足にもならない乗合タクシーの状況だとか、非常に日々の暮らしと直結した問題なんだなということを感じましたので、もちろん先ほどいろいろみなさんおっしゃっていますけれども、予算というものもありますけれど、でも工夫をすればもう少しなんとかなるのではないかとということもないわけではないので、支所の皆さんと十分お話をしまして、別に本庁だからふんぞり返っている訳ではありませんので、私も昔、県庁にいた時は、一応由利の振興局とか支所と同じところですよ。そこで仕事していましたから、逆に言うと、そこが一番生活の場でありますからそこが基本で、そこから政策というものを立てて行くというその地盤に立ってそれは十分わかっているつもりです。

今日は本当に率直なお話を皆様から聞かせていただいて、参加させていただいてよかったなと思っているところであります。

竹原支所長： では私も一言。感想だけだと思うのですが、周知の件については当然だと思います。わからない方も結構いると思いますので、この点については支所の方で、周知を検討していますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

この乗合タクシーは、巡回バスとは違うところがあり、直接大曲の病院まで行くとなれば、いわゆる町部のバス利用については神宮寺駅に近い方はどうだとそういう問題も出てくる訳で、そういう点のこともふまえてこの後、総合的に検討されるということでご理解をたまわりたいと思います。

議長： どうもありがとうございます。公共交通の問題については、まずここでしめたいと思います。22年についてもテーマは変わりますが市への提言ということがあるようなんです。これからもひとつよろしくお祈りします。続きまして議題第4の地域枠予算事業についてですが、よろしくお祈りします。

小林課長： 資料の4ページをお開き下さい。最初からで恐縮でございますが、ミスプリントの訂正をお願いします。2行目の左でございますけれども「増額経常」の「経常」の字を「計上」にして訂正して頂きたいと思っております。恐縮でございます。

それではまず最初に読み上げさせて頂きたいと思います。

『「地域枠予算の運営について」平成22年度の地域枠予算について、従来の500万円から1割を増額計上しており、増額部分の活用方法としては、イベント等への補助を例示している。ただし、単独の自治会からのイベント等に係わる補助申請は、自治会育成支援補助金で補助対象とする事業と重複するため、地域枠予算への申請はできないものとする。(Ⅱ型：地域の団体と市の協働事業は除く)

なお、複数の町内会が連携した事業や、町内会合併に向けた事業等については、地域枠予算の補助対象となる。』というところでございます。この点について補足説明させて頂きたいと思っております。地域枠予算の増額に伴いまして、町内等のイベントに使って頂きたいというような市長の意向もありました。この場合、一町内会でのイベントや事業に対して補助金を出せるのは市と協働の事業に限るということが一つでございます。そしてもう一点は、複数の町内会でイベント等をやるという場合にはこの地域枠予算の補助を活用できるという意味でございます。説明については以上でございます。

議長： 質問はございませんか？

齊藤博伸委員： ちょっと質問ですが、自治会に限るのでしょうか、町内の親の会、子どもの会とかそういう部分は該当しないもののでしょうか？

小林課長： この文章にもございますが、各町内に一世帯あたりいくら人口割りいくらというふうに補助金を出しておりますが、その補助金とだぶる部分が出てくるので、単独の町内会に対する補助は問題があるということでございます。ただ子供会とかそういったものに関しましては、各自治会への補助とだぶるのかということは検討を要すると思っております。町内会の行事なのか子供会の行事なのかと言う判断を含めて、個々に検討させていただきたいと思っております。

議員： 子ども会でも、隣接の子供会とかと合同でやった場合はどうですか？

小林課長： それは問題ないとおもいます。

議長： 22年度のこの地域枠予算の運用について前にいろいろ話し合った時に、ある程度こうい
う使い方もあるのではないかとということで、その場で詳しい使い道がある程度の大きな枠の中で検討してみようというようなことがありましたので付け加えておきます。
続きまして、地域枠予算事業の実施状況を事務局から説明願います。

事務局(今野)： 私のほうから平成22年度地域枠予算の4月から現在までの実施状況について説明させていただきます。お手元の資料の6ページをご覧ください。事業ナンバー8番「さくらの会」活動支援事業ですが、神宮寺小学校、中川原公園の天狗巣病等の枝の剪定作業をしていただいております。4月14日には、小雨ではありましたが、さくらの会と職員、指定管理業者あわせて40名あまりが協同で、剪定した枝の後片づけをしております。同じく6ページの事業ナンバー17番、稀少植物・観察事業ですが、4月15日雄物川河川敷にある「キクザキイチリンソウ」「アズマイチゲ」の群生地に、散策用歩道を確保するため、鈴木三郎さんの指導のもと標識ロープを設置しております。群生が広い範囲にわたりますので、3箇所に入りの表示看板を設置しております。
続きまして7ページの事業ナンバー20番になりますが、地域環境整備支援事業ですが、4月19日中川原公園に観桜会用テント2張りを、商工会と協同で設置しております。あいにくの

天候に桜の開花が遅れましたので、夜間照明については4月26日、27日に取り付けております。ゴールデンウィーク中が見頃でしたので、5月6日にテントを撤去しております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長： どうもありがとうございました。ただいまの報告に、ご意見・ご質問はありませんか。今年の春は、イチリンソウ、アズマイチゲの群生地へ行ってきましたけれども、あの看板がよほど注意しないとわからないというか、大変綺麗な花で、読売新聞にも載ったことがありました。以上感想でございます。

小林課長： その点について会長さんご指摘の通りでありまして、私共ももう少し大々的に宣伝したいと考えたのですが、あの場所が堤防の下でございまして、駐車場とかの整備がされていないと言うことで、あんまり大勢の人が来ると事故とかが心配だということで、鈴木三郎さんの要望もありほどほどの宣伝ということでやらせていただきました。

議長： やはり最初からわかっていないといけない場所ですね。車で行っても工事の札など同じようなものがあるので、新聞に載るくらいなので、何かいい方法があれば皆さんからいろいろこれからも執行報告なると思いますが、報告は報告ということで、他になにかあればどうぞ。

藤井委員： 前の振興課に方々に言われた三峰山は今盛りですが、ご存じの通り道路に倒木があって、三森の裏道の方ですあれはいつ撤去するか。植樹したところが2本、それから上の方三峰山の鳥居のところを上がってくれば2本古木があって、あとは非常にきれいですけれどもあれを早くしないとこの後、山菜を取りに行く車が行けないと思いますので、よろしく願いいたします。これも感想です。

小林課長： 日にちは特定できませんが、羽黒山までの道は、登り口から反対側に降りて来る所までは4月中に全部撤去しました。しかし、途中で電柱が倒れていて、電線が道路沿いに這っている状態でありまして、それを東北電力の方にお問い合わせしたのですが、連休過ぎでないと撤去できないと言われましたが、先日、電柱を直しましたという連絡が入りましたので、近々建設課なり、農林振興課、私共もまいりまして、先日処理した続きの倒木の処理をやらせていただきたいと思っております。4月の時点ではまだ雪があって羽黒山以上の奥の方は行けない状態でもありましたが、近日中に処理させていただきます。

議長： よろしいでしょうか。大変下から見てもきれいな桜が咲いております。続きまして地域枠予算用事業申請の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（今野）： 神岡地域枠予算活用事業申請について説明させていただきます、資料8ページをご覧ください。

北神小学校、神宮寺小学校、平和中学校の花壇整備のため、肥料代として申請されたものです。昨年までは、国土交通省より花苗と肥料の提供がありましたが、今年度から大幅に減額されたため、地域枠予算を活用させていただきたいとのことでした。この事業は資料の7ページ、事業ナンバー18番、児童生徒健全育成団体支援事業になります。予算枠に不足がありますが、支払いをする際に流用して対応したいと思っております。

申請者は、神岡地域花壇連絡協議会となっておりますが、これは3校の花壇を整備する目的で作られたボランティア団体で、資料の9ページの“期待される事業の効果”にもありますように、地域住民、保護者、児童生徒が連携をもって組織されている団体です。

よろしく協議下さいますようお願いいたします。

会長： ただいま神岡地域枠予算活用申請書という形で、神岡地域花壇連絡協議会 代表が進藤純男さんで、今日出席されておられません、12万ちょっとの申請がありました。皆さんからこれについてご審議願いたいとのことです。これ21年度の収支予算書の中の市、助成金ということがありますけれども、これを地域枠予算の方からという申請ということなんですね。

小林課長： 市助成金というふうに書いています。これちょっと不適切な言葉だと思います。地域枠予算で22年度の申請であります。22年度の新たな予算です。訂正をお願いします。

竹原支所長： 21年度において、3月の地域計画の中で、児童生徒健全育成事業等について支出がなかったということで、進藤委員は今日欠席しているのですが、その中でこういうものは3校の連携を持った花壇等にも該当するのではないかとということで、今回計画に基づいて上がってきたということです。

小田原委員： この花の見積書を見せてもらったんですが、P13ページ請求書、神小、北神小は見積書になっているのですが、平和中学校だけ6月の請求書になっていますし、単価も違うようなので、もう一度見直ししてこの最終的な12万938円という金額が出てきたのでしょうか。これで合っているのでしょうか。

小林課長： 10ページをごらんになっていただきたいのですが、この地域枠予算で補助して頂きたいという希望の額は12万938円となっておりますけれども、歳出のほうは319,180円という額になります。地域枠予算で補助して頂きたいという額は11ページ54,300円と12ページ43,880円と13ページの22,758円ということになります。額的には急いで出していただいたようで、まだ詳細を精査しなければいけないことですが、実際の支払いは業者さんの肥料の請求書を私共でいただいて直接支払いますので、補助金の形ではございませんので、実際の肥料の支払いの時点でこの額も予算内ではありますが変わりますし、その時点でできっちりと精査させていただきます。

議長： これ中学校の単価違うというのは去年のですか？

斉藤博伸委員： 神宮寺小学校でPTAの関係で環境美化部長という形で花壇の方担当しているのですが昨年までは苗と肥料きておりましたが、今年度苗だけで、肥料がこないということでした。やはり学校でも負担できませんし、PTAでも肥料の方余裕ありませんので、どうかこの地域枠で使えるようお願いしたいと思います。

議長： 係の人もこのメンバーにいますので、みなさんどうでしょうか。意義はありませんか。

委員： ありません。

議長： ありませんという声が多数ありましたので、ひとつ承認したのものとして。地域枠予算活動に関してはよろしいですね。ありがとうございます。

議長： 22年度初めての地域協議会でありますので、各課長より今年度の主な事業を説明させていただきます。

小林課長： 今議長よりありましたように、今年度の初めての地域協議会でありますので、各課長が出席させていただいておりますので、各課の主要事業、それからお知らせしたいようなことを簡潔に説明させていただきます。まず市民課長からお願いします。

鈴木市民課長： 簡潔にということですので、私のほうからは市民課の関係の主な新しい事業、それから変更になったものについて説明しますので、よろしく申し上げます。資料はありませんので、よろしくお願ひいたします。

1. 粗大ごみの収集体制が変更になりました。これは広報紙4月1日号P4に掲載しています。大仙市環境基本条例に基づき、平成21年3月に「大仙市環境基本計画」及び「大仙市環境行動計画」を策定いたしました。

それに伴い、排出者責任の明確化、再資源化の推進、負担の公平性の確保、高齢化社会への対応策として、粗大ごみの収集体制も22年度に統一化することに決定しました。

昨年度までの神岡地域での粗大ごみ収集方式は、収集拠点として神宮寺・北檜岡の両ゴミ処理場を使用し、神岡地域の住民自らが無料で「粗大ごみ」を搬入して頂きました。今年度からは、「シルバー人材センター」が窓口となり受付業務を代行します。そして、回収業者が指定した日にご自宅へ回収に伺う事になります。

排出する物品には、処理手数料分の「粗大ごみ用証紙」を購入し、貼り付けて玄関先に出していただければ、回収されます。

詳細については、**平成22年度版**「大仙市神岡地域ごみ排出の手引き」をご参照ください。

2. 「使用済み天ぷら油」を回収して再利用に取り組みます。

循環型社会への転換が求められる昨今ですが、廃食用油は「廃棄物系バイオマス」として再利用できることから、平成21年3月から中仙地域では、廃食用油の回収活動に取り組んでいます。22年度からは、他の地域でも回収活動を実施中です。

本事業については、昨年9月9日の第三回神岡地域協議会でも、説明がされたものです。

当神岡地域では、神宮寺婦人会、大仙市商工会神岡支所女性部、JA秋田おぼこ神岡地区女性部の皆さんよりご賛同いただき3月5日に協議会を設立いたしました。

名称は「神岡天ぷら油エコ協議会」で代表者は神宮寺婦人会の斉藤レツさんです。

回収拠点は、設立当初で6ヶ所としています。

回収回数は、月に1回として毎月第4金曜日を予定しています。

回収業者は、太田町齊内の有限会社・広大産業が取り扱います。

ご参考までに4月回収分は、58.5%でした。〈1,755 + 585 = 2,340 円〉

①河道商店、②清水屋、③佐藤要商店、④神岡福祉センター、⑤北檜岡公民館、

⑥神清水児童館 の六カ所で要望があれば、追加することができます。

1) 活動奨励金(市からの補助金) 回収量×30円/1%

2) 買取価格(回収業者からの代金) 回収量×10円/1%

どのように使うかは広報に載せております。

3. 『子ども手当』の申請手続きを受け付けしています。

〈広報紙5月1日号P6に掲載〉

この制度は「子ども手当」を支給することで、経済的負担の軽減と次代の社会を担

う児童の健全な育成及び資質の向上を図るものです。義務教育修了までの児童を養育するすべての保護者に所得の制限を設けずに支給するものです。

支給額は、月額1万3千円で、1回目の支給は6月15日です。

＜ 支給月10・2月で $13,000 \times 4$ 月分 = 52,000円 ＞

今回、申請が必要な方は中学校2・3年生の保護者とこれまでの「児童手当」の非該当の保護者が対象となっています。申請受付開始日は、4月23日から26日までの4日間集中して受け付けました。神岡地域の対象者数は、108名です。昨日までの支所受付分は、56名の52%ですが、本庁や他支所での受付分は、未集計のようです。まだ、手続きを済ませていない方は、早急に申請（5月14日まで）されるようお願いいたします。それを済ませてないと6月支給に間に合わないということです。

4. 大仙市では10月から『パスポート』の発給事務を行います。

＜ 広報紙4月お知らせ版P4に掲載＞

これまで、パスポート（旅券）の発給には、仙北地域振興局か県庁の窓口で申請手続きを行っていましたが、10月1日からは大仙市・市民課でパスポートに関する発給事務のすべてを取り扱うことができます。

市役所で、戸籍抄本、住民票の交付と申請手続きが一カ所で完了することで、いわゆる「ワンストップサービス」が実現することになります。

但し、市の窓口が一カ所に限定されていることから、本庁舎「市民課」のみの取扱いとなります。残念ながら支所での交付はできません。

これに伴い、今までの地域振興局や県庁窓口での手続きは出来ませんので、ご注意ください。

- 1) 旅券の発給申請受理 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
- 2) 旅券の交付受け取り 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
- 3) 旅券受取までの期間 申請日から9日間(土・日・祝日等は含まない)

5. 女性消防団員の募集をします。

ご承知のとおり 「消防団」は、火災や災害時に市民の生命と財産を守る大切な仕事です。本年度から新たに募集する『女性消防団』については、女性の持つソフトな面を活かして ①住宅用火災警報機の普及促進 ②一人暮らし高齢者宅への防火訪問活動 ③住民への応急手当等の普及指導活動 ④消火活動時の後方支援 など主な活動が挙げられます。

募集人員は、各地域5名ずつの合計40名で、本市に居住する18歳から55歳未満の健康な女性の方となっています。（定年は60歳です。）

応募の詳細や募集方法等については、後日「広報紙」に掲載予定であります。以上 市民課からの説明であります。

小林課長： 続きまして農林振興課長をお願いします。

石山農林振興課長： 委員の皆様は農家でない方がたくさんおりますけれども、農家にとりましては、今が一番非常に忙しい時期でありまして、竹原さん今日は大変頑張って出席していただいたなと思ひまして本当にありがとうございます。農林振興課としましては資料を3部用意いたしました。今年は農政につきまして政権交代がありましたので、米余りに対する政策が大きく転換がはかられたスタートの年であります。その内容について簡単に説明を申し上げたいと思ひます。資料といたしましては資料の3、このリーフレットを用いて説明したいと思ひます。

す。これ農家の方々についてお渡しをしているものであります。中を開いて頂きますと、左側に米戸別所得保障モデル事業、右の方は、水田利活用自給力向上事業となっております。左の方は簡単に言えば10アールあたり15,000円出しますよと定額分出しますよというものであります。右の方の転作の部分につきましては非常に細やかな形となっておりますけれども分かりやすく作った表でありますけれどもさらに条件等と入ってきますので、実際の支給となりますと、細やかな分かりにくい部分もあるかも知れません。大きく言いますとどのようにこれまでと変わったのかということでもあります。今までは、言うなれば、生産調整と申しまして減反政策によって米価を維持し産地確立交付金などという名目の各種助成金によりまして、転作物へ誘導を図るといふ政策、減反を守らない農家につきましては、その各種助成金を受けられないというペナルティがついているという政策でありました。だいたい今年あるいは去年あたりのペースで35%位の田んぼが減反しなければならぬという非常に農家にとっては厳しい中でのこれまでの農政でありました。新しい農政これからどう変わるのかといいますとこのリーフレットの中にありますように2本の柱で成り立っております。これあの現政権では国民の食料自給率というものを10年後想定しましてカロリーベースで50%に引き上げようと目標にしているようであります。だいたい20年度のペースでいくと41%くらいとなっておりますけれども10%位カロリーベースで引き上げるといふことでもあります。一つは左側にありますモデル事業、米のモデル事業すべての販売農家を対象として戸別所得保障制度を導入する。で22年度はそのモデル事業として米に限定して全国一律に10アールあたり15,000円支給すると。販売価格が下がるということになればその分も補いますというような制度であります。ただしこれには条件が一つついておりまして生産数量を守って参加することが条件になります。したがって今までと同様、転作に私は関係なくやります。応じません生産目標には従いませんという方はこの15,000円の支給は受けられないということでもあります。ですが参加する、しないということは本人の自由意志であります。参加すれば15,000円の支給を受けられるということでもあります。

もう一つ右の方です。水田利活用自給力向上事業というものであります。これは市もあります県もあります。国の制度ですから国の方が戦略作物というものを定めまして、それを直接国で助成をしますということです。全国一律の単価この表の中に書いてあります。大豆が35,000円から牧草も同額、新規需要米等は80,000円、加工米は20,000円と言う等と書いてあります。実際はこれに他の制度なども加わって来ますし県あるいは市の振興作物というものもありまして加算されてくるものもあります。条件的には引き受け手との契約が必要なものなどいろいろあります。いろいろ難しい複雑な設定もありますけれども、作物によっては複合加算になっているというような政策であります。このベースになる金額を根拠とされているものが、どの作物を作っても主食用米なみの所得を確保出来るという額を直接助成するというのが、バックの理念になっているということでありました。だいたい販売収入から経費を引いて10アールあたり41,000円くらいになるようにという考え方がベースになるようでした。このように農業政策が大きく変わってきていますので、私共農林担当としまして関係機関と一体となって農家に一生懸命対応しているところであります。水田政策以外でも農地の集積、あるいは機械の購入等にいろいろと制度改正ありますけれども、ここのつきましては割愛させていただきます。

それから神岡地域では大型の重機が道路を通りますと目立ちます。補助整備真っ最中でありまして。こちらの方についても若干説明させていただきます。資料の2をご覧ください。2枚綴りでありましてけれども、神岡地域の色分けしました。神岡地域のH7年から取り組んでおりますけれども、ほ場整備の実施区域であります。4地区が完了しております。現在2つの地域が実施中でありまして。下から2つ、大浦沼と神岡西部が実施中でありまして。大浦沼はだいたいもう最後の仕上げの段階でありまして、今年度で終了をいたします。神岡西部といわれる所、バイパス路線の北側一番大きな事業区域でありますけれども、24年度までかかるということであ

ります。事業の中身は大きく分けて3つに分けられると思います。重機を主に動員しまして、道路の見える部分いわゆる面工事と言われる部分であります。それから見えない部分、冬に主に行う田んぼの中の排水を確保するための暗渠工事、それから農地を再配分しなければいけませんのでその換地業務というのが3つおきな柱の事業となっております。現在進んでおります神岡西部地区全体で、223ヘクタールの面工事これを3年間に分けて今実施しているところであります。今年度の面工事67ヘクタールを計画してあります。続きましては次の一枚めくっていただきますけれども神岡西部を大きく区割りした図面を添付しました。20年度の面工事済んだところ、それから21年度の済んだところ、上の方戸月側のところとちょっとバイパス部分のちょっと残されたところと併せて67ヘクタールの面工事を予定しております。このような大型工事になりますと埋蔵文化財の調査が義務づけられておまして、実際所々に意向というものがでております。発掘調査を行ってからの工事ということになります。一区画、一丁部区画というものもあります。一丁部を若干超えるものもあります。これぐらいのほ場になりますとだいたい幅50mから延長200mくらいの大型ほ場ということになります。現在の事業が全部完了しますと神岡地域では67%位が30アール以上の大型ほ場として整備されるということになります。

それから最後でございますが、資料1の農地・水・環境保全向上対策事業について説明させていただきます。これは平成19年～23年度までの限定事業でありまして、農業振興用地いわゆる農業のために守られている用地と理解していただければいいかと思いますが、その中で活動が対象となります。図面にあります通り、神岡では、北檜岡、関金、宇船、蒲、八石の5地区が活動組織として認定受けて活動しております。活動の組織は、農業者はもちろんであります。JAであるとか、改良区であるとかあるいは自治会であるとかPTA、親の会、老人クラブとかの地域住民、関係団体で構成されて活動区域内の農道の補修、あるいは用水路等の保守整備、草刈り、泥上げなどの環境保全活動、それから道筋とかの農地に花を植えているところが見かけるところがよくありますが花を植えたり、クリーンアップなど行っております。

熊谷建設課長： 私の方からは2点程でございます。初めに山王丸副市長からもご挨拶の中でふれておりました神宮寺バイパス一部開通でございます。お手元の資料の4にカラーコピーしたA3番の図面を参考にしてお話ししたいと思います。ご案内の通り神宮寺バイパス平成14年から着工しております。これまで平成19年それから10月に暫定2車線で、約5キロについて開通しております。国土交通省によりますと、引き続き現在工事しております大坪交差点ナガイレーベンのところから高花交差点、現国道13号線のタッチ部分までの2、2キロにつきまして暫定2車線で今年中に開通すると。図面の方では点線部分の一部紫色かな、ちょっとカラーコピーで色変わっていますが、大坪交差点と高花交差点それぞれ旗揚げしております。この区間が今年の11月中旬開通すると予定されておいます。これが開通しますと玉川橋の神岡よりの交差点から、刈和野バイパスまでの全体計画9、6キロのうち7、2キロ（約75%）につきまして開通すると。図でもおわかりのように町中心部を通らない区間が開通しますので、バイパス本来の機能が発揮されるものと期待しております。北檜岡地域、現国道になってはいますが、ここの地区内におきまして、交通量の激減が図られることになりまして、歩行者等の安全が確保されまして交通環境の大幅な改善が図られるものと思っております。なお開通に伴います式典やイベント等につきましては、今後、国土交通省と協議しながら検討を加えて参りたいと思っております。

2点目の簡易水道料金の改定でございます。お手元には資料ございませんけれどもお願いでございます。昨年6月の当協議会にも水道局から料金改定のご説明いただいております。7月の検針の水量から新料金が適応されます。この周知方につきましては5月1日号の市の広報に折り込みで全戸配布しております。7月検針分から簡易水道料金が変わりますという12ページほどのこういう折り込みの資料であります。これをそれぞれご覧頂きますと、内容把握

していただければありがたいなと思っています。来月の16日号の広報には、料金改定に伴いますQ & A方式の資料を配付する予定でございます。それから神岡地域の水道加入者に対しましては、すでに水道便りというちらしを配布しておりまして、料金改定について、重ねてご理解、ご協力をお願いしたいなと思っております。私の方からは以上でございます。

教育委員会神岡分室 今分室長： 今現在、市の方針といたしまして各地域にある公民館等を自治会等に譲渡する方向で作業をすすめている訳なんですけど、当教育委員会の管轄する対象施設として蒲分館それから神清水分館（コミュニティセンターといいますけれども）、古川会館と3つが上げられております。この3つの施設の新着状況をお知らせして皆さんからご理解を賜りたいと思います。一つめとして蒲分館でございますが、譲渡の方向を見ております。今年の3月28日に自治会の総会で譲渡について同意を得ておりまして、4月の28日、再度住民の皆様が集まって頂きまして今後の日程につきまして再確認しております。蒲の分館のことなんですけど、行った方ご存じだと思いますが、体育館と調理室、物置、正面に向かって左側なんですけど、これを全面解体いたしまして、右にある和室部分を改修して、蒲の地域の方々から利用していただくという方向で動いております。次に神清水分館ですが、譲渡には至らず、これまで市で直接管理していたものを指定管理ということで、宇船の自治会から管理運営していただくという方向に動いております。今年の4月4日の総会で、宇船の自治会の方から、内々の承諾を得ておりまして、現在そうすることを前提とした場合の条例改正、それから管理に関する経費等について綿密な積算を行っているところです。

3つめなのですが、古川会館については、譲渡という方向で考えておりますが、今年の2月の12日地域説明会を行いまして、その後、上町、中町、下町の各自治会より、この譲渡について意志の表示をして頂きたいということをお願いしておりますが、上町に自治会からは、譲渡については辞退していただくということで、中町、下町については、7月に行われます北檜岡地域の一斉清掃の時には多数の方々が出られますので、その時点で結論を出したいと言うところの内容でございます。

その他、神岡地域のスポーツ等関連施設なんですけど、4月1日から、太平ビルサービス株式会社から指定管理をお願いしてございますが、いろいろ当初は申込等についてはトラブルがあったということなのですが、除々に指定管理者である会社も慣れてきましたので、トラブルが発生しないように努めているというのが現状であります。

学校規模の適正化、統合の関係なのですが、今後、本庁の教育委員会の教育総務課の方で、統合について皆さんにお話をする機会を設けて欲しいということでもございましたので、調整を取りながら協議会の場に臨みたいということでもございます。よろしく願いいたします。以上です。

小林地域振興課長： 最後に地域振興課は一点だけでございます。お疲れのところでございますので、簡潔にお話しさせていただきます。市内各所でインターネット環境にばらつきがあり、かなり不安定で遅いネット環境のところがありますので、これを統一した環境にする、つまり光ケーブルを全市に通して速いインターネットの環境を構築するという事で平成19年から動いております。資料No. 5でございます。詳細は除きまして3枚目の地図をお開きいただきたいと思っております。横になっている地図でございます。大曲のところだけ濃い黄色になっております。ここはすでに光ケーブルが利用可能な地区でございます。そして次に薄い黄色のところでございます。ここは事業者が光ケーブルを設置する地区で、事業者は先日NTT東日本に決まりました。そしてピンクのところにつきましては、塗りつぶした箇所は、市が直接光ケーブルを設置するという地域でございます。そしてピンクの斜線のところでもございますが、ここは、市が光ケーブルと合わせまして、地デジの難視聴地域を併せて解消する工事を行う地区でございます。原則としてNTT東日本でやる部分、そして市でやる部分につきましても、22

年度中には、大まかな部分を完成させたいということになっておりますが、部分的には23年度、あるいはもう少し遅れる地域も出てくるということでもあります。神岡地区につきましては、NTTが工事いたしまして、22年の11月頃からは、光でインターネットが運用できるようになると思います。ただし宇船と岳見地区はもう少し遅れ、23年度位になるということでもあります。岳見地区につきましては南外地区の方との関連があり、宇船地区には、刈和野地区との関連が出てくるということで若干遅れるということでもあります。これが完成するによって非常に速いインターネットの環境が整うということでございます。先日皆様のお手元に配布いたしましたアンケート調査様式を添付しておりますが、連休明けから回収にあたりまして、昨日も今日も回収にまわっております。すべて回収が終わっておりませんので、結果はまだでございます。以上です。

議長： どうもありがとうございました。それぞれの課から22年度の主な事業について説明がございましたけれども、何かご質問、ご意見がありましたら承りたいと思います。

小田原委員最後の「大仙市地域情報基盤整備事業の整備事業なんですけれども、神岡地域にもデジタル放送が受信できない地域が一部あると思われるのですが、どのような態勢を考えているのでしょうか。

小林地域振興課長： これにつきましては情報システム課の方と協議しているところでございます。嶽山の陰になっている館越の部分が何軒かございますので、個々に対応するというところで今協議しているところでございます。

議長： 他に何かありませんか。

小林課長： 事務局より連絡でございます。21年度は研修会ということで、山王丸副市長にこちらにきていただき公演をいただきましたが、今年度はバスを使って外に出てみようかなということも考えておりますので、皆様方から研修地、視察地につきまして案がございましたら出していただきたいと思っております。提言につきましては、先ほど議長からもお話がありましたけれども秋ごろまでにはとりまとめて、9月頃には提出をしたいと考えております。提言のテーマにつきましても何かございましたら出していただけたらと思っております。以上でございます。

議長： どうもありがとうございました。その他に気づいたことがありましたらどうぞ。

藤井委員： ご存知の方はあまりおらないと思いますが、地域のことでございます。北檜岡地区と神岡地区の街灯の件ですけれども、この間防犯協会と話をしたと聞いておりましたけれども、商店のスポンサーついている明かりですけれども、商店がかなりやめられまして、あれを商工会のほうでは維持していくのが困難ですというので、撤去するという話を聞いております。でも撤去されればかなりのところが暗くなるので、撤去した後に防犯灯を設置する費用もかかりますので、暗いところは商店でつけたものを残していく形にしたらどうかと自治会からのお願いであります。そして商工会で負担できないとすれば、この地域枠で、一基当たり年間8,400円の電気料金の負担ができないか検討いただきたい。街路灯を作るときには国の補助金とかで作ったということでしたけれども、壊すのは簡単で、下を切れればいいという話ですけれども、また作るとなるとお金がかかりますので、ぜひ約140基程あるということですのでけれども、そのうち現在の商店でやっているところがいくらかあるかはわかりませんが、ぜひ何基か残すために地域枠予算の使い方を考えてみたらどうかと提案であります。

議長： 事務局どうですか。

小林課長： 事務局からお話させていただきます。商工会さんのほうから、商店街あちこちで閉店しており、商工会さんで払っている街路灯の電気料が多くなったということでございました。他の方からもこの件の問い合わせがありましたので、商工会さんのほうにも問い合わせ調べてみました。今のところは具体的には家屋の改築に伴って2基撤去、それから3基につきましては、やはりお辞めになった商店さんの方からなんとか撤去してもらいたいと言われていたということで、具体的になっている撤去数は5基でございます。ただ、藤井委員からありましたように新道の八幡神社周辺のところは廃業した業者や商店が多く、夜に極端に暗くなる心配があるということでございました。藤井委員もおっしゃいましたように街路灯につきましては商工会の街路灯、防犯灯、そして自治会に対する補助という絡みもあると思いますので、今すぐに地域枠予算でと決めることは難しいと思います。市の建設部、企画部も含めて協議しなければなりませんし、商工会の街路灯の総数や、撤去が予想される街路灯の数もう少し詰めさせていただきたいと思いますので、今日は宿題という形で預からせていただきたいと思います。

支所長： 小林課長が言った通りこの問題は神岡だけの問題ではありませんし、商工会も合併しましたが、これは商工会事業として導入されて設置されたもので、合併前の神岡町も助成し、補助金も利用しております。やはり神岡の地域枠というよりも、ちゃんとしたルールをもって商工会として全地域を対象として市当局と話し合っ、どうも商工会の事務局長さんから聞けば、まずその対応策が商工会としての対応も今のところ、はっきりしていないとの話でもあったわけです。ただ一部の役員としては今言われた八幡神社の周辺、藤井委員の言ったとおり私共もそう思っておりますので、この問題はちょっと預からせていただいて検討していくべきものだと思います。以上でございます。

藤井委員： ありがとうございます。前向きな姿勢のようで。というのは裏町町内会では、商店がやらないのを自分たち町内で買い取った形で、2年ぐらい続けて払っており、それを要望書の中にも出しておるはずで。それを何とかしてくださいというふうな形で、今までも支所当局の返答は出来ませんという形でできていますから、見てもらえればわかると思います。そういうわけで、各町内会がおそらく町部ですからそんなにならないと思うんです。せいぜい5基ぐらいあとは外してもいいのも結構あると思います。そういう意味で検討すればそのときに自治会、町内会で絶対これは必要だと町内会で払う意気込みがあると思いますよ。地域枠というものの使い方が、どういうふうに使えば一番町づくり、しかも電燈だということで、明るい町づくりになるのか、そういう意味でも考えていかなければいけないと思います。神岡地区が先頭をきってもよいと思うんですよ。ただ商工会の問題だから、だめだとかいろいろあると思うんですが、我々がしゃべれば、適当に同じく答えるのですが、結局どこかでまんべんなくとなるので、じゃあその代わりに街灯をつけれるかというところにつけられないと思います。その辺の問題を考えればあまり先送りしないで、一番いい方法を商工会ともぜひ話し合ってください。

小林課長： はい、わかりました。

議長： この件に関しましては、現状がどうなのか、資料を揃えて、機会があったら皆さんにお見せするのようにしたいと思います。

その他ありませんか。

ないようですから、私から実は、協議会の開催時期と時間、やはり仕事の関係でどうしても都合つかないという方がおるようなので、たとえば脇の方では、土曜日やったり、それから夜やったりという工夫をしているようなので、その辺をまあ私たちも以前やったことがあるのです

が、事務局ともいろいろ話しをしながら、なるべく皆さんが参加できるような時間帯に開催できないかなと思っておりますので、事務局と検討してみたいと思います。以上です。

小林課長： 今の地域協議会の時間のことでございますが、私も4月から参ったわけですが、他の地域では夜にやっているところもございます。ただ引継ぎの時点では、神岡の地域協議会は幸いにして男女のバランスがいいということで、女性委員は夕方6時とか7時とかいう時間になると一番忙しいので日中の方がいいという意見もあったように聞いております。そこら辺、私どもは委員の皆様の意見に添いますので、委員の皆様で決めていただけたらと思うのですが、今日欠席の方もいらっしゃいますけれども、いかがでしょうか。

議長： 女性の方どうでしょうか？

支所長： 前に委員の皆様のほうで、日中の方がいいということで、今まで来たわけですが、ただこれについてはすぐにここでどうのこうのということではなく、会長さんにお預かりということで、お任せしますので、どうか後で教えていただければそれに添いますので。

議長： ということで、決着というわけでありませぬので、そういう風にしたいと思います。だいぶ長時間に渡って、休みもなく皆さんからいろいろご審議いただきましてありがとうございます。22年度もいろいろな事が出てくると思いますので、一緒になってやっていきたいと思っております。今日は山王丸副市長をはじめとしてお出でいただきましてありがとうございます。これからもひとつよろしく願いいたします。終わります。

以上は会議の内容を記載したものであり、相違ないことを証するために下記に署名する。

平成22年7月22日

会議録署名委員 小田原 博

会議録署名委員 今 裕子